第１　はじめに

原告らは、原告らの２０２３（令和５）年４月１４日付け準備書面１０１（以下「原告ら準備書面１０１」という。）において、高島武雄氏の意見書（甲Ａ第５８１号証及び甲Ａ第５８２号証。以下「高島意見書」という。）に基づき、「福島第一原発２号機圧力容器内において水蒸気爆発が発生していた可能性がある」とし、「設置許可基準規則３７条の解釈２－１の「（ａ）必ず想定する格納容器破損モード」に「原子炉圧力容器外の溶融炉心－冷却材相互作用」しか想定されておらず、「原子炉圧力容器内の溶融炉心－冷却材相互作用」が想定されていないこと」は、原子力圧力容器内での水蒸気爆発発生の危険性を無視したものであり、設置許可基準規則３７条の不合理性を裏付けるものであると主張する（原告ら準備書面１０１・1及び２ページ）。

そこで、被告国は、本準備書面において、原告ら準備書面１０１における原告らの主張に対し、必要な範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による（それらをまとめた「略称語句使用一覧表」を本準備書面の末尾に添付する。）。

第２　原告らの主張に対する反論

１　福島第一原発事故時に東京電力福島第一原発２号機において水蒸気爆発が発生したと考えるのが合理的であるとする原告らの主張は、各種事故調査報告書の見解と整合しない独自の主張であり、理由がないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、東京電力の福島原子力事故調査報告書（甲Ａ第５８４号証）の「原子炉圧力容器内部では燃料被覆管（ジルコニウム）が溶融した可能性もあり、高温の溶融金属と水の接触は起こり得る」との記載（同号証２５５ページ）や、国会の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）の報告書（甲Ａ第１号証）の「図２．１．４－３　２号機

ＲＣＩＣ停止後の原子炉減圧、ＳＲ弁開、原子炉水位の低下」（同号証１７４ページ）の記載などを引用した上で、「福島第一原発２号機で記録された圧力変動」からすると「圧力容器の破損を伴うような激しい現象、すなわち水蒸気爆発が起こっていたと考えることは何ら不合理ではないことは明らかである」などとする高島意見書（甲Ａ第５８２号証）に基づき、「福島第一原発２号機圧力容器内において水蒸気爆発が発生していた可能性が十分考えられ、原発実機における水蒸気爆発発生の現実的危険性があるとの原告らの主張を裏付けている」と主張する（原告ら準備書面１０１・２ないし６ページ）。

(2) 被告国の反論

しかし、原告らが引用している国会事故調の報告書（甲Ａ第１号証）においても、原子炉圧力容器内の底部に残存していた冷却水と溶融炉心の接触は、原子炉内での蒸気の大量発生（及びそれに伴う圧力の上昇）の理由として述べられている（同号証１７６及び１７７ページ）のみであり、同報告書を含む各種事故調査報告書を見ても、福島第一原発事故時に東京電力福島第一原発２号機において水蒸気爆発が発生したことをうかがわせる記述はなく、各種事故調査報告書の今後解明すべき事象にも挙げられていない。

この点、原告らは、東京電力の福島原子力事故調査報告書（甲Ａ第５８４号証）に「原子炉圧力容器内部では燃料被覆管（ジルコニウム）が溶融した可能性もあり、高温の溶融金属と水の接触は起こり得る」（同号証２５５ページ）との記載がある旨主張する（原告ら準備書面１０１・５ページ）。しかし、同報告書は、原告らが引用する記載に続けて、「しかしながら、水蒸気爆発の場合には原子炉圧力容器及び格納容器が大きく破損するはずであるが、格納容器圧力などの動きは準静的であり、高温の溶融金属と水の接触による水蒸気爆発は発生していないと考えられる」（甲Ａ第５８４号証２５５ページ）として、東京電力福島第一原発２号機における水蒸気爆発の可能性

を否定しているのであるから、原告らの引用する前記記載は、福島第一原発事故時に東京電力福島第一原発２号機において水蒸気爆発が発生した可能性を指摘するものとはいえない。

また、原告らは、高島意見書（甲Ａ第５８１号証及び甲Ａ第５８２号証）に基づき、国会事故調の報告書の「図２．１．４－３　２号機ＲＣＩＣ停止後の原子炉減圧、ＳＲ弁開、原子炉水位の低下」（甲Ａ第１号証１７４ページ）を摘示しながら、「２号機では２０１１年３月１４日２０：００から１５日１：００までの間に（中略）３回の圧力パルスが記録されている。ここで「圧力パルス」とは短時間の急峻な単発の圧力変動のことであり、爆発時などの（ママ）発生するものである。」と当時２号機で記録された圧力変動に係る挙動を指摘し、「２号機で記録された圧力変動は圧力スパイクでは説明がつかず、原子炉容器の破損を伴うような激しい現象すなわち水蒸気爆発が起こっていたと考えることこそ合理的である。」と主張する（原告ら準備書面１０１・４ないし６ページ）。しかし、淵上正朗ほか「福島原発で何が起こったか　政府事故調技術解説」（乙ロ第２４９号証。なお、同文献は、政府事故調報告書の内容を分かりやすく解説したものである（同号証１及び２ページ）。）では、原告らが指摘する前記挙動について、「この急激な上昇と下降の繰り返しは、以下のような説明が可能である。すなわち、圧力容器がすでに損傷し漏洩が始まっている状態で、圧力容器の中で溶けた燃料と水分とが接触し、激しく蒸気が供給され、圧力が急激に上昇する。そして、再び圧力容器損傷部からの急激な漏洩により、圧力は低下する、それらの繰り返しが起こっていたという理解である。」（同号証１００及び１０１ページ）と分析し、水蒸気爆発の発生に一切触れていない上、原子炉圧力容器や格納容器の破損といった水蒸気爆発の発生をうかがわせる記載も見当たらない。その上、水蒸気爆発が発生した場合には、数ミリ秒の短時間での急激な水蒸気発生による高圧（乙ロ第２５０号証）によって原子炉圧力容器及び格納容

器が大きく破損するはずであるところ、東京電力福島第一原発２号機の原子炉圧力容器の設計圧力が８．６２ＭＰａ、通常運転圧力が約７ＭＰａ（乙ロ第２４９号証１７５及び１７６ページ）であるのに対し、原告らの指摘する原子炉圧力の上昇は１～３ＭＰａ程度にとどまり、これが水蒸気爆発の発生を示すものとは考え難い上、各種事故調査報告書のいずれにも当該時間（２０１１年（平成２３年）３月１４日午後８時頃から同月１５日午前１時頃までの間）に爆発音が聞こえた等、水蒸気爆発が生じたことをうかがわせる記載は存在しない。

したがって、東京電力福島第一原発２号機において原子炉圧力容器の破損を伴うような激しい現象、すなわち水蒸気爆発が起こっていたとする高島意見書（甲Ａ第５８１号証及び甲Ａ第５８２号証）の考え方及びこれに基づく原告らの前記(1)の主張は、各種事故調報告書に整合しない独自の主張であり、理由がない。

２　福島第一原発事故を踏まえて原子炉圧力容器内での水蒸気爆発を必ず想定される事故シーケンスとして選定すべきであるとする原告らの主張は、福島第一原発事故で水蒸気爆発が起きたという知見がないことや、重大事故対処施設の有効性評価の枠組みを正解しないものであること

(1) 原告らの主張

原告らは、福島第一原発事故においては、東京電力福島第一原発２号機において水蒸気爆発が発生した可能性が高いとした上で、設置許可基準規則の解釈３７条の２－１（乙ロ第２４４号証７９及び８０ページ）の「必ず想定する格納容器破損モード」に、「原子炉圧力容器内の溶融炉心－冷却材相互作用」が記載されていないことは不合理であるなどと主張する（原告ら準備書面１０１・６及び7ページ）。

(2) 被告国の反論

しかし、前記１(2)でも述べたとおり、原告らが引用する国会事故調の報

告書を含む各種事故調査報告書を見ても、福島第一原発事故時に東京電力福島第一原発２号機において水蒸気爆発が発生したことをうかがわせる記述はなく、各種事故調査報告書の今後解明すべき事象にも挙げられていない上、高島意見書も東京電力福島第一原発において水蒸気爆発が起きたことを裏付けるに足るものではない。

また、設置許可基準規則の解釈３７条の２－１（ａ）は、「必ず想定する格納容器破損モード」を規定するが、それ以外のシーケンスを考慮しないとは述べていない。すなわち、「必ず想定する格納容器破損モード」に含まれなくとも、有意な頻度又は影響をもたらす格納容器破損モードが抽出された場合には、想定する格納容器破損モードとして追加することにしているのであるから、同条の規定は何ら不合理なものではない（同条２－１（ｂ）②）（乙ロ第２４４号証８０ページ）。

なお、本件施設においても、被告会社は、被告会社準備書面１８第３の２（１０ないし１２ページ）等で述べているとおり、国内外における実験的研究と専門家による物理現象に関する分析により、原子炉圧力容器内での水蒸気爆発によって、格納容器破損に至る可能性は極めて低いと評価し、原子力規制委員会も発生確率が極めて低いと認められると判断している（乙イＢ第５６号証の４・１９３及び１９４ページ、乙イＢ第５７号証３９ないし４２ページ）のであって、水蒸気爆発による格納容器破損が必ず想定される事故シーケンスであるとする科学的な根拠に乏しい。

したがって、原告らの前記(1)の主張には理由がない。

以　上

副本

平成２４年（ワ）第４９号、同第１３３号、同第３１９号、同第４８８号、同第６９６号、平成２５年（ワ）第１２８号、同第３１０号、同第４５５号、平成２６年（ワ）第７８号、同第２０９号、同第３２２号、同第４５８号、平成２７年（ワ）第９４号、同第１８５号、同第３０２号、同第３９６号、平成２８年（ワ）第４７号、同第１３４号、同第２６９号、同第３４６号、同第４１４号、平成２９年（ワ）第７５号、同第１６０号、同第２６５号、同第３６４号、平成３０年（ワ）第１００号、同第１７６号、同第２５５号、同第３５７号、平成３１年（ワ）第８４号、令和元年（ワ）第１７５号、同第２８９号、令和２年（ワ）第３４号、同第２５２号、令和３年（ワ）第２７号、同第９６号、同第１９５号、同第２５７号、令和４年（ワ）１１号、同第１０５号、同第２４４号、同第３１８号、令和５年（ワ）第７２号、同第１７０号

玄海原発差止等請求事件

原　告　長谷川　照　ほか

被　告　国　ほか

準備書面２１

令和５年１０月１３日

佐賀地方裁判所民事部合議２係　御中

被告国訴訟代理人　熊谷明彦

被告国指定代理人　栗阪美穂

久保幸子
藤木理香
髙村俊成
有川知佐
渡邊麻由
馬場花梨
橋村健太
下川琴江
岩永慶太
兼信由美子
黒江美智
平野大輔
鶴園孝夫
大浅田葉
長江博
髙橋潤
平林昌樹
但野悟司
髙橋毅

宮本佳明
大城朝久
仲村淳一
後藤尭人
藤田悟郎
井藤志暢
渡辺瑞穂
吉田匡志
田上雅彦
小林源裕
山本千尋
村田太一
假屋一成
吉田彩乃
武智翼
佐々木陽平
飯尾一輝
安武祐太
大畠秀一

原　貴彰
直井雄基
大浦早紀
早川航平
北川幸恵
川村真也
野田康一
安藤成純
和田　樹
山口瑞樹
古澤伸司
幸田恵汰
樋口一郎
藤　徹
徳安達郎
江頭智恵美

被告国は、本準備書面において、原告らの２０２３（令和５）年７月７日付け準備書面１０３（以下「原告ら準備書面１０３」という。）第４（９ページ）における被告国に対する求釈明事項については、いずれも回答を要しないものであること及びその理由を述べる。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による（それらをまとめた「略称語句使用一覧表」を本準備書面の末尾に添付する。）。

第１　原告らの求釈明事項

１　緊急事態応急対策について、５年間で１００ｍＳｖかつ１年間で５０ｍＳｖを被ばく線量の上限として、公務員（男性及び妊娠の可能性のない女性）に被ばくの可能性のある業務に従事させることのできる法的根拠は何か。

２　仮に、緊急事態応急対策として住民避難に係る業務を命じられた公務員が、自身の被ばく回避を理由として当該業務に従事することを拒否した場合、当該拒否行為は服務規律違反となるのか。

第２　原告らの求釈明に対して回答を要しないこと

１　原告らの求釈明事項の位置づけ

原告らは、「地方公務員を含む労働者一般は、自らの生命身体を危険に冒す（ママ）ような業務に従事する義務を負わ」ず、「これを過酷事故時の住民避難にあてはめれば」、「自治体の職員は、原発の過酷事故が発生し、避難計画を実施する段階になったとしても、当然ながら、職務上高線量の被ばくをする労働契約（労働関係）上の義務を負わないのであり、すなわち、避難計画が前提とする、自治体の指示（自治体組織内部でいえば自治体と職員の間の指揮命令関係を前提とした住民に対する指示）が、法令上成り立たないということである。」として、「住民の避難計画は、法令上、実施を担保できない」と主張する（原告ら準備書面１０３第１の３・５及び６ページ）。

かかる原告らの主張に照らせば、前記第１の原告らの求釈明事項は、いずれも、原子力発電所における重大事故等の発生時に、公務員に対して高線量の被ばくの危険を伴う住民避難に係る業務を課すことは、法的根拠に欠け、強制力を有しないから、各避難計画は実効性を有しない旨の主張に関連するものと解される。

２　原告らの求釈明に対して回答を要しないこと

(1) 請求の趣旨第３項の請求との関係において、原告らの求釈明に対する回答を行う必要がないこと

ア　本件将来給付請求について

被告国準備書面(1)第１の３（１４及び１５ページ）において主張したとおり、請求の趣旨第３項の請求（以下「本件損害賠償請求」という。）に係る訴えのうち、本件将来給付請求に係る訴えは、将来の給付の訴えにおける請求権の適格を欠き不適法であることから、不適法として却下されるべきである。

イ　本件現在給付請求について

また、本件損害賠償請求のうち、本件現在給付請求については、被告国準備書面(2)第６の２（４４及び４５ページ）及び被告国準備書面(4)第２の１（８及び９ページ）において主張したとおり、侵害行為の特定が不十分であるから、その請求に理由がないことは明らかであり、速やかに棄却されるべきである。

仮に、この点をおくとしても、被告国準備書面(2)第６の３（４５ないし４７ページ）及び被告国準備書面(4)第２の２（９ないし１１ページ）において主張したとおり、本件現在給付請求については、原告らの権利ないし法的利益が侵害されているともいえないから、その請求に理由がないことは明らかであり、速やかに棄却されるべきである。

すなわち、被告国の令和５年７月７日付け準備書面１７（以下「被告国

準備書面１７」という。）において主張したとおり、本件現在給付請求において原告らが主張する被侵害利益は、本件原子炉の存在や運転によって本件原子炉の放射性物質の有する潜在的危険性が顕在化することへの恐怖感、不安感を抱かされずに生活を送る利益であると解されるが、原告らが恐怖感、不安感を抱くような国の行為があったとして、これが法律上保護された利益に対する侵害行為として評価されるためには、少なくとも、被告国の行為によって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的な危険が生じており、原告らが抱いた恐怖感、不安感が同危険に対するものであることが必要であるというべきである。そして、本件においてこのような具体的な危険が生じているというためには、その前提として、少なくとも、本件原子炉の具体的危険性、具体的には、深層防護の考え方における第１から第４までの全ての防護階層が奏功せず、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する具体的危険性が認められることが必要というべきである。（以上につき、同第１の１・７及び８ページ、同第３の１・２６及び２７ページ）

これを本件についてみるに、本件原子炉のうち１号炉及び２号炉については、被告会社は、既に運転を終了し、廃止措置計画に基づき廃止措置を進めており、両炉とも既に原子炉内に燃料はなく、使用済燃料貯蔵設備で保管されている燃料は、崩壊熱が低下し、かつ、健全性確保に必要な維持管理が行われていることから、原告らの生命、身体、健康に対する侵害を招くような重大事故等が発生する具体的な危険性があるとはいえない。また、本件３号炉及び本件４号炉については、福島第一原発事故の教訓を踏まえて強化された新規制基準への適合性が確認されており、災害の防止上十分であることが確認されていることからすれば、深層防護の考え方における第１から第４までの防護階層に相当する事項の有効性が確認されているといえるため、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する具体

的危険性は認められず、第５の防護階層に相当する原子力防災対策の一つである避難計画に係る事情のみをもって、原告らの生命、身体、健康に対する侵害を招くような重大事故等が発生する具体的危険性があるとはいえない。（以上につき、被告国準備書面１７第１の２・８及び９ページ、同第３の２及び３・２８ないし３７ページ）

したがって、原告らが主張する避難計画の有効性や避難の実効性等といった本件発電所における原子力防災対策の合理性について検討するまでもなく、本件現在給付請求に理由がないことは明らかである。

ウ　小括

以上のことからすれば、本件損害賠償請求との関係において、原子力防災対策の一つである避難計画の実効性に関連した前記第１の原告らの求釈明事項について回答する必要性はない。

(2) 請求の趣旨第２項の請求（本件操業停止行為請求）との関係においても、原告らの求釈明に対する回答を行う必要がないこと

被告国の各答弁書第２の２（５ないし１３ページ）、被告国準備書面(1)第１の２（４ないし１４ページ）及び被告国準備書面(2)第５の３（３６ないし３９ページ）において主張したとおり、本件操業停止行為請求は、民事訴訟の訴訟物として適格性を欠くものであり、同請求に係る訴えは不適法である。

仮に、かかる訴えが民事訴訟として不適法でないという見解に立ったとしても、被告国準備書面(2)第５の４（３９ないし４３ページ）において主張したとおり、飽くまで行政指導ないし事実行為のみによって操業を停止させることを求める請求は、本件施設の操業を「規制し、制限することができる立場」にない被告国に対し、その差止めを求めるものといわざるを得ない。

以上のことからすれば、本件操業停止行為請求との関係においても、原子力防災対策の一つである避難計画の実効性に関連した前記第１の原告らの求

釈明事項について回答する必要性はない。

以　上